

平成27年度 地域発 元気づくり支援金事業総括書

事業名	離婚・再婚家庭の子育て支援事業 (シンポジウム・相談会の開催)	
事業主体 (連絡先)	親子ネットNAGANO 050-3468-3743	
事業区分	(2)保健、医療、福祉の充実に関する事業	
事業タイプ	ソフト	
総事業費	1,496,644 円	(うち支援金 1,095,000円)

事業内容

- ①啓発事業としてシンポジウムを開催。第1回は「離婚・別居・再婚家庭の子育て支援」～子の最善の利益の観点からの支援とは～と題し、約65名の参加。第2回は「どうする？離婚(別居・再婚)その後の子育て」子どもの最善の利益のために大人は…と題し、約55名の参加があった。
- ②支援事業として、随時の個別相談会のほか、集中相談会を7回開催した。相談件数は延べ235件、対象児童数は361人



【平成27年11月14日シンポジウム
【目標・ねらい】

事業効果

- ①②離婚家庭に対する支援が、同居「親支援」に偏重する中、親子の断絶は子どもの自己肯定感の低下の根本的原因となっており、対人不安～社会的孤立、ニート、学力低下、虐待、いじめ、非行、自殺、未婚の母…と、様々な形でその生きづらさの結果が露見されている実態を知らしめることにより、両親の離婚後も、子どもに別居の親との交流の機会を保證することの重要性を啓発することができた。
- ②両親及び子どもの3者に対する相談を実施した結果、渦中にある両親間の葛藤を低減することができ、スムーズな面会交流や養育費の支払いをはじめとした、離婚後の共同養育に導くことが出た。司法手続中の両親に対しても、ADR的に支援したことにより協議が順調に進み、通常半年はかかる手続きが、1ヶ月から3ヶ月と、短期間で解決するに至った。

- ①離婚家庭において、親子を断絶することによる子どもの被害の啓発
- ②子どもが両親に育てられる機会を保證することの重要性の啓発
- ③子どものある家庭に離婚後の子どもの養育についての合意を促す
- ④子どものある離婚家庭における両親の葛藤の軽減

今後の取り組み

- ①日本の離婚家庭の現状を理解していただいたうえで、今後は、具体的なそれらの家庭との関わり方について、現場の具体的な事例を持ち出しての学習会へとつなげたい。
- ②相談支援において、離婚後の子どもの養育についての協議がなされたが、これからは、高葛藤状態にあるそれら父母が、具体的に子どもの養育に関わるための、アフターフォロー的な支援へとつなげたい。

今回、「どこに相談しても役に立つ窓口はなかった」という意見が利用者の多数を占めた。一方で、各自治体は該当窓口はあるというところも存在した。これらから、サービスの実施主体が利用者のニーズを把握しきれていないことが明らかになった。これは子どもの発育環境に直結する問題であることから、自治体への啓発をはじめ、当会の支援者の育成、増強に努めたい。

※自己評価【B】

【理由】
支援金の主旨を見誤り、全ての事業が無料でなければいけないと思い込んだため、会の運営が苦しくなってしまった。ニーズが確認できたので、活動が継続できるよう、来年度は改めたい。